

	<h2>区職員の懲戒処分について</h2>
と き	平成30年11月27日(火)発表
と ころ	練馬区役所(練馬区豊玉北6-12-1)
練馬区では、地方公務員法に基づき懲戒処分を行った。	

【公表内容】

1 不適切な事務処理

処分を受けた職員の所属部、職層、年齢、性別および処分内容

こども家庭部 主任 37歳 男性 戒告

総務部 課長補佐 57歳 女性 戒告

区民部 部長 55歳 男性 減給1/20・1月

概要

平成30年3月、当該職員は区立小中学校の学習机等の購入に関して、事案決定後、契約締結の依頼手続きを失念した。加えて、契約が締結されていないにも関わらず、業者への発注手続きを行っていた。

また、上司である課長および課長補佐は、これらの事態に対応するため、一括購入と決定した契約を、学校ごとに購入する契約に分割し、購入手続きを行った。

当該職員ならびに上司である課長および課長補佐は、地方公務員法第32条(法令等及び上司の職務命令に従う義務)、同法第33条(信用失墜行為の禁止)に抵触するため、懲戒処分とした。

処分年月日

平成30年11月22日

【問い合わせ】練馬区 職員課 人事係 電話03-5984-5782